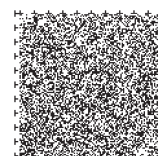


資料編

1 計画策定の経緯

年 月 日	内 容
令和元年 12月6日 ～令和2年4月15日	高齢者実態調査実施
令和元年 10月29日	令和元年度第4回久喜市介護保険運営協議会開催 (高齢者実態調査の実施概要報告)
令和2年5月25日	令和2年度第1回久喜市介護保険運営協議会開催 (高齢者実態調査の結果概要報告)
令和2年7月17日	令和2年度第2回久喜市介護保険運営協議会開催 (計画の諮問、計画策定の概要を報告)
令和2年9月29日	令和2年度第3回久喜市介護保険運営協議会開催 (計画の素案審議)
令和2年10月20日	令和2年度第4回久喜市介護保険運営協議会開催 (計画の素案審議)
令和2年12月14日	令和2年度第5回久喜市介護保険運営協議会開催 (計画の素案審議)
令和2年12月18日 ～令和3年1月18日	市民意見提出制度(パブリックコメント)による計画素案 に対する意見募集 ※素案の閲覧・配布及び意見の回収場所 ・市ホームページ ・市役所本庁舎、菖蒲総合支所、栗橋総合支所、鷺宮総合 支所、公文書館、ふれあいセンター久喜、中央公民館、 東公民館、清久コミュニティセンター・西公民館、中央 図書館、毎日興業アリーナ、久喜市教育委員会、菖蒲文 化会館、森下公民館、菖蒲老人福祉センター、菖蒲温水 プール、栗橋コミュニティセンター、栗橋文化会館、栗 橋B&G海洋センター、栗橋公民館、鷺宮東コミュニ ティセンター、鷺宮西コミュニティセンター、鷺宮公民館、 鷺宮温水プール
令和3年1月27日	令和2年度第6回久喜市介護保険運営協議会開催 (市民意見提出制度(パブリック・コメント)の結果報告、 計画の答申)



2 運営協議会への諮問

久介第476号

令和2年7月17日

久喜市介護保険運営協議会
会長 秋本政信様

久喜市長 梅田修一

久喜市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画について（諮問）

久喜市介護保険条例第13条第1号の規定に基づき、久喜市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画について、貴協議会の意見を求めます。

3 運営協議会からの答申

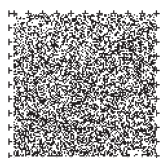
令和3年1月27日

久喜市長 梅田修一様

久喜市介護保険運営協議会
会長 秋本政信

久喜市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）について（答申）

令和2年7月17日付け久介第476号で諮問のあった久喜市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（案）について、当協議会において慎重に審議を重ねた結果、これを妥当であると認め、ここに答申いたします。



4 久喜市介護保険条例(抜粋)

平成 22 年 3 月 23 日

条例第 144 号

(市が行う介護保険)

第 1 条 市が行う介護保険については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

第 2 条 ～ 第 12 条 (略)

(協議会の所掌事項)

第 13 条 協議会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 市長から諮問を受けた久喜市高齢者福祉計画及び久喜市介護保険事業計画の策定又は変更に関する事。
- (2) 介護福祉施策に関する事務事業の評価及び進行管理に関する事。
- (3) 地域包括支援センターの運営、評価その他地域包括支援センターの業務に関する事。
- (4) 地域密着型サービスの指定及び指定基準の設定並びに介護報酬の設定その他地域密着型サービスに関する事。
- (5) その他介護福祉施策に関する事。

(協議会の組織等)

第 14 条 協議会は、委員 20 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募による市民
- (2) 第 1 号被保険者及び第 2 号被保険者を代表する者で公募によるもの
- (3) 保健、医療及び福祉の関係者
- (4) 学識経験者

2 委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 協議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によってこれを定める。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員は、自己の従事する業務に直接の利害関係のある事項については、その議事に参与することができない。ただし、協議会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

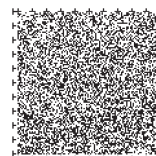
(協議会の会議)

第 15 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(以下略)



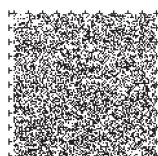
5 久喜市介護保険運営協議会委員

(委嘱期間 平成30年7月1日～令和3年6月30日)※

区分	氏名	団体等	備考
公募 (6人)	小笠原 時男	第1号被保険者及び第2号被保険者を代表する者で公募によるもの	
	大森 淳子	第1号被保険者及び第2号被保険者を代表する者で公募によるもの	
	茂田 庸子	第1号被保険者及び第2号被保険者を代表する者で公募によるもの	
	貞方 登志夫	第1号被保険者及び第2号被保険者を代表する者で公募によるもの	
	高橋 良巨	第1号被保険者及び第2号被保険者を代表する者で公募によるもの	
	玉置 政美	第1号被保険者及び第2号被保険者を代表する者で公募によるもの	
保健、医療 及び福祉関係者 (11人)	浅川 実	一般社団法人 久喜市医師会	
	渋谷 由之	久喜市歯科医師会	
	車塚 文彦	久喜市接骨師会	
	木伏 幸江	久喜市民生委員・児童委員協議会	副会長
	宮地 満佐子	社会福祉法人久喜同仁会	
	小林 真樹	社会福祉法人茂樹会	
	増田 典子	社会福祉法人徳寿会	
	市川 一洋	社会福祉法人元気村	※
	相澤 京子	社会福祉法人恒寿会	
	赤池 勝夫	久喜市久喜身体障害者福祉会	
廣瀬 和子	久喜市ボランティア団体協議会		
学識経験者 (3人)	染谷 福一	久喜市区長会連合会	
	善林 六朗	久喜市国民健康保険運営協議会	
	秋本 政信	学識経験者	会長

(答申時)

※委嘱開始日：令和元年5月1日



6 久喜市高齢者福祉計画推進会議要綱

平成 22 年 3 月 23 日

告示第 76 号

(設置)

第 1 条 本市における高齢者福祉計画事業を総合的かつ効果的に推進するため、久喜市高齢者福祉計画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について調査及び研究を行うとともに、高齢者福祉計画の諸事業の推進を図るものとする。

- (1) 高齢社会がもたらす問題点の分析並びにその基本的な対応及び方策に関すること。
- (2) 高齢社会における行政の役割及び総合的な保健福祉施策のあり方に関すること。
- (3) その他高齢者福祉計画諸事業の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

2 議長は、福祉部長の職にある者を、副議長は福祉部高齢者福祉課長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

総務部企画政策課長、総務部人権推進課長、財政部アセットマネジメント推進課長、市民部消防防災課長、市民部国民健康保険課長、環境経済部久喜ブランド推進課長、福祉部社会福祉課長、福祉部生活支援課長、福祉部障がい者福祉課長、福祉部介護保険課長、健康・子ども未来部健康医療課長、健康・子ども未来部中央保健センター所長、健康・子ども未来部子ども未来課長、健康・子ども未来部保育課長、建設部都市整備課長、建設部建築審査課長、教育委員会教育総務課長、教育委員会指導課長、教育委員会生涯学習課長

(会議)

第 4 条 推進会議は、議長が招集し、主宰する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

(意見聴取)

第 5 条 議長が必要と認めるときは、委員以外の関係者を出席させ、その者から意見を聴くことができる。

(幹事会の設置)

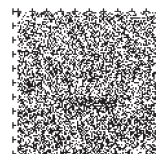
第 6 条 推進会議に幹事会を置く。

2 幹事会は、会議に付議すべき事案を検討し、及び調整する。

3 幹事会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

福祉部長、総務部企画政策課長、市民部国民健康保険課長、福祉部社会福祉課長、福祉部生活支援課長、福祉部障がい者福祉課長、福祉部高齢者福祉課長、福祉部介護保険課長、健康・子ども未来部健康医療課長、健康・子ども未来部中央保健センター所長、健康・子ども未来部子ども未来課長、健康・子ども未来部保育課長

4 幹事会は、福祉部長が招集し、その議長となる。



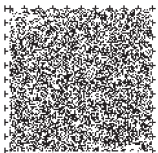
(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、福祉部高齢者福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、議長が定める。

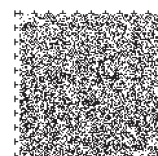
附 則 (略)



7 用語解説

◎居宅サービス

サービス名	サービスの内容
訪問介護 (ホームヘルプサービス)	ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの身体介護や調理、洗濯などの生活援助、通院などを目的とした乗降介助を行うサービスです。
訪問入浴介護	居宅に浴槽を持ち込んで入浴の援助を行い、身体の清潔保持、心身機能の維持を図るサービスです。
訪問看護	看護師等が主治医の指示により居宅を訪問し、床ずれの手当や点滴の管理等の療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問し、心身の機能の維持回復のため、必要なリハビリテーションを行うサービスです。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理、指導を行うサービスです。
通所介護	通所介護施設（デイサービスセンター）等に通い、入浴、食事等の介護、日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。
通所リハビリテーション	介護老人保健施設、病院、診療所等に通い、理学療法、作業療法などによるリハビリテーションを受けるサービスです。
短期入所生活介護	介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練を受けるサービスです。
短期入所療養介護	介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下における機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話を受けるサービスです。
特定施設入居者生活介護	指定を受けた有料老人ホーム、軽費老人ホーム等に入居し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けるサービスです。
福祉用具貸与	日常生活上の便宜、機能訓練、介助者の負担軽減のための福祉用具の貸与を行うサービスです。
特定福祉用具販売	貸与になじまない入浴や排せつ等に使用する福祉用具について、購入費（年間10万円を限度）の9割を支給するサービスです。

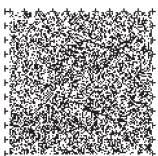


◎地域密着型サービス

サービス名	サービスの内容
夜間対応型訪問介護	ホームヘルパーによる夜間の定期的な巡回訪問、緊急時の通報による訪問により、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話を受けるサービスです。
認知症対応型通所介護	認知症の高齢者が、通所介護施設（デイサービスセンター）等に通り、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。
小規模多機能型居宅介護	小規模な居住型の施設で、通いを中心としながら訪問、短期間の宿泊などを組み合わせて入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。
認知症対応型共同生活介護	認知症の高齢者が、共同で生活できる場（住居）で、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練を受けるサービスです。
地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模な有料老人ホーム（入居定員 29 人以下）等に入居し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を受けるサービスです。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模な介護老人福祉施設（入居定員 29 人以下）に入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を受けるサービスです。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を受けるサービスです。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護など、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせた複合型事業所で居宅要介護者のニーズを柔軟に受けるサービスです。
地域密着型通所介護（小規模デイサービス）	日中、利用定員 18 人以下の小規模のデイサービスセンターなどにおいて日帰りで介護や生活機能訓練などを受けるサービスです。

◎住宅改修

サービス名	サービスの内容
住宅改修	手すりの取付け、段差の解消、洋式便器等への便器の取替え等の小規模な住宅改修に対して、その費用（20 万円を限度）の一部を支給するサービスです。



◎居宅介護支援

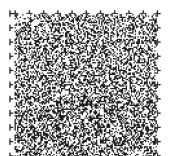
サービス名	サービスの内容
居宅介護支援	要介護者が居宅サービス、地域密着型サービス等を適切に受けられるよう、心身の状況、置かれている環境、本人や家族の意向等を勘案して、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、当該計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるよう、事業者等との連絡・調整を行うサービスです。また、要介護者が施設に入所を希望する場合、介護施設の紹介等を行います。

◎介護保険施設

サービス名	サービスの内容
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で、居宅での介護が困難な方が対象の施設。入浴、排せつ、食事等の介護、その他必要な日常生活上の介護や機能訓練、健康管理、療養上の世話を受けるサービスです。
介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリに重点をおいた介護が必要な方対象の施設。医学的な管理の下での介護や看護、リハビリを受けるサービスです。
介護療養型医療施設	急性期の治療が終わり、病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が対象の施設。介護体制の整った医療施設（病院）で、医療や看護などを受けるサービスです。 施設制度としては平成 29 年度末に廃止になっており、令和 6 年度末までに介護医療院等に移行する必要があります。
介護医療院	平成 30 年 4 月より創設されることとなった「介護医療院」は、長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設です。

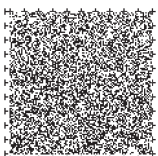
◎介護予防サービス

サービス名	サービスの内容
介護予防訪問入浴介護	介護予防を目的として、居宅に浴槽を持ち込んで入浴の援助を行い、身体の清潔保持、心身機能の維持を図るサービスです。



◎介護予防サービス（続き）

サービス名	サービスの内容
介護予防訪問看護	介護予防を目的として、看護師等が主治医の指示により居宅を訪問し、床ずれの手当や点滴の管理等の療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。
介護予防訪問リハビリテーション	介護予防を目的として、理学療法士や作業療法士等が居宅を訪問し、心身の機能の維持回復のため、必要なリハビリテーションを行うサービスです。
介護予防居宅療養管理指導	介護予防を目的として、医師、歯科医師、薬剤師等が居宅を訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理、指導を行うサービスです。
介護予防通所リハビリテーション	介護予防を目的として、介護老人保健施設、病院、診療所等に通い、理学療法、作業療法などによるリハビリテーションを受けるサービスです。
介護予防短期入所生活介護	介護予防を目的として、介護老人福祉施設等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービスです。
介護予防短期入所療養介護	介護予防を目的として、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下における機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の支援を受けるサービスです。
介護予防特定施設入居者生活介護	介護予防を目的として、指定を受けた有料老人ホーム、軽費老人ホーム等に入居し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援、機能訓練、療養上の世話を受けるサービスです。
介護予防福祉用具貸与	介護予防に効果があると定められた福祉用具の貸与を行うサービスです。
特定介護予防福祉用具販売	貸与になじまない入浴や排せつ等に使用する福祉用具で、介護予防に効果があると定められたものについて、購入費（年間 10 万円を限度）の一部を支給するサービスです。



◎地域密着型予防サービス

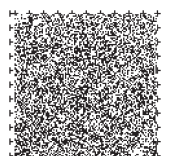
サービス名	サービスの内容
介護予防 認知症対応型通所介護	介護予防を目的として、認知症の高齢者が、通所介護施設（デイサービスセンター）等に通い、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援、機能訓練を受けるサービスです。
介護予防 小規模多機能型居宅介護	介護予防を目的として、小規模な居住型の施設で、通いを中心としながら訪問、短期間の宿泊などを組み合わせて入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援、機能訓練を受けるサービスです。
介護予防 認知症対応型共同生活介護	介護予防を目的として、認知症の高齢者が、共同で生活できる場（住居）で、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の支援、機能訓練を受けるサービスです。

◎介護予防住宅改修

サービス名	サービスの内容
介護予防住宅改修	介護予防を目的として行われる、手すりの取付け、段差の解消、洋式便器等への便器の取替え等の小規模な住宅改修に対して、その費用（20万円を限度）の一部を支給するサービスです。

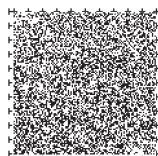
◎介護予防支援

サービス名	サービスの内容
介護予防支援	要支援者が、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス、介護予防に効果のある保健医療サービス又は福祉サービス等を適切に受けられるよう、心身の状況、置かれている環境、本人や家族の意向等を勘案して、介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成し、当該計画に基づく居宅サービスの提供が確保されるよう、事業者等との連絡・調整を行うサービスです。



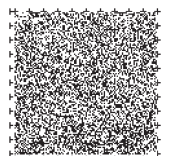
◎介護予防・日常生活支援総合事業

サービス名	サービスの内容
介護予防 訪問介護相当サービス 旧：介護予防訪問介護 （ホームヘルプサービス）	介護予防を目的として、ホームヘルパーが居宅を訪問して行う、入浴、排泄、食事などの介護、自ら行うことが困難な調理、洗濯等の家事、その他の日常生活上の支援のサービスです。 本市では平成 29 年 4 月より介護予防・日常生活支援総合事業に移行されました。
訪問型サービスA	基準緩和により提供されることになった訪問型サービスです。身体介護（利用者の身体に触れる介助）は行わず、主に雇用労働者（訪問介護員）が生活援助として、掃除、洗濯、ゴミ出し、食事の準備や買い物の代行等の日常生活に対する援助を行うサービスです。
介護予防 通所介護相当サービス 旧：介護予防通所介護	介護予防を目的として、通所介護施設（デイサービスセンター）等に通い、入浴、食事等の介護、日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービスです。 本市では平成 29 年 4 月より介護予防・日常生活支援総合事業に移行されました。
通所型サービスA	基準緩和により提供されることになった通所型サービスです。身体介護（利用者の身体に触れる介助）は行わず、主に雇用労働者（訪問介護員）が事業所内で、運動やレクリエーション等を行うサービスです。
介護予防訪問入浴介護	介護予防を目的として、居宅に浴槽を持ち込んで入浴の援助を行い、身体の清潔保持、心身機能の維持を図るサービスです。
基本チェックリスト	65 歳以上の高齢者が自分の生活や健康状態を振り返り、日常生活に必要な機能が低下していないかをチェックする全 25 項目の質問リストです。生活機能の低下のおそれがある高齢者を早期に把握し、介護予防・日常生活支援総合事業へつなげ、状態悪化を防ぐためのツールです。



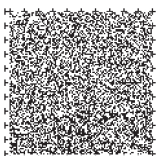
◎本編・専門用語解説

語句	解説
地域共生社会	高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会のことです。
地域包括ケア	高齢者が尊厳を保持し、自立のための支援を受けながら、要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で生活を継続できるよう、「医療・介護・予防・生活支援・住まい」の5つのサービスを一体的、継続的に提供し、地域の支え合いの仕組みも活かしながら、高齢者の在宅生活を支えていく仕組みのことです。
介護予防	要介護状態になることをできる限り防ぐこと、そして要介護状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないよう心身の健康の維持・改善を図ることをいいます。
介護支援専門員 (ケアマネジャー)	要介護者又は要支援者本人や家族の希望を聞きながら、要介護者等がその心身の状況等に応じ適切なサービスが利用できるよう、ケアプランを作成します。サービスの利用について介護サービス事業者と調整を行い、また、ケアプランの継続的な管理や評価を行います。
保険者機能強化推進交付金	各市町村が行う自立支援・重度化防止の取り組みや都道府県が行う市町村に対する取り組みの支援に対し、それぞれ評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、国から交付される交付金です。
保険者	介護保険の保険者は、市町村（特別区を含む。）と規定されています。保険者としての役割は、被保険者の管理、要介護認定、保険給付の支払事務、サービス基盤整備を推進するための市町村介護保険事業計画の策定、介護保険特別会計の設置・運営、第1号被保険者保険料の賦課・徴収などがあります。
ADL BADL IADL	ADLはActivity of Daily Livingの略で、日常生活動作を指します。ADLはBADL（基本的日常生活動作）とIADL（手段的日常生活動作）の2つから成ります。 この内BADL（Basic ADL）は身の回り動作（食事・更衣・整容・トイレ・入浴等）・移動動作を指し、IADL（Instrumental ADL）はBADLの次の段階である、買い物・調整・洗濯・電話・薬の管理・財産管理・乗り物等の日常生活上の複雑な動作を指します。



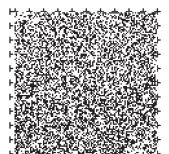
◎本編・専門用語解説

語句	解説
ケアプラン (介護サービス計画)	要介護者又は要支援者本人や家族の希望をとり入れながら、利用者のニーズの把握、援助目的の明確化、具体的なサービスの種類の決定など、公的サービスだけでなくインフォーマル（非公的）な社会資源をも活用して作成される具体的なサービス計画。在宅では「居宅サービス計画」を、施設では「施設サービス計画」を作成し、それに基づいてサービスが提供されます。
成年後見制度	病気や障がいにより、判断能力が不十分であるために意思決定能力が不十分又は困難な者について、第三者の関与を受けることによりその人の自己決定権を尊重しながら障がいの程度や残された能力に応じて法律上の権利を制限し、後見していく制度のことです。本人の事情に応じて「後見」「保佐」「補助」の3種型があります。
権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズ獲得を行うことです。
バリアフリー	障がいのある人や高齢者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除こうという考え方。具体的には段差等の物理的障壁の除去をいい、より広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられます。
ユニバーサルデザイン	「すべての人のためのデザイン」。障がいのある人や高齢者、外国人など、それぞれの違いを越えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていかうとする考え方。例えば、施設やものをつくるときに、始めからできるだけすべての人が快適に利用できるようにしていくことです。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援等サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者を「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」といいます。
若年性認知症	40歳から64歳までの間に発症した認知症のことをいいます。



◎本編・専門用語解説

語句	解説
介護予防・日常生活支援 総合事業	<p>本事業は、介護予防事業と生活支援サービスを一体としてマネジメントし提供することにより、高齢者が住み慣れた地域で生活していく中で切れ目なく介護予防の効果を受けることができる仕組みです。要支援認定者と事業対象者と認定された方が利用する「介護予防・生活支援サービス」と、全高齢者対象の「一般介護予防事業」があります。</p>
ケアマネジメント	<p>要介護者等に対し個々のニーズや状態に応じて保健・医療・福祉にわたる介護サービスが総合的、一体的、効率的に提供されることを目的とした援助技術をいいます。</p>
ケアラー	<p>高齢、身体上、精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている人のことを言います。 ケアラーの中でも、18歳未満の人はヤングケアラーと定義されています。</p>
NPO	<p>NPOは、英語のNon-Profit Organization の略で、営利を目的としないで社会貢献活動や慈善活動を行う市民活動団体などの「民間非営利組織」を広く指します。</p>
認知症サポーター	<p>認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中で支援する人のことです。</p>
介護予防・ 生活支援サービス	<p>介護予防と生活支援のサービスを組み合わせて提供するサービスで、介護予防・日常生活支援総合事業の一部を構成します。利用者は、要支援1・2の方、及び基本チェックリストにより「事業対象者」と認定された方です。訪問型介護予防事業、通所型介護予防事業を実施しています。</p>
一般介護予防事業	<p>全高齢者が対象の介護予防事業で、介護予防・日常生活支援総合事業の一部を構成します。介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業を実施しています。</p>



久喜市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画

発行日 令和3年3月

発行 久喜市

編集 久喜市福祉部介護保険課

〒346-8501 埼玉県久喜市下早見85番地の3

TEL 0480-22-1111(代)

FAX 0480-22-3319

Eメールアドレス kaigohoken@city.kuki.lg.jp

